

学校行事と地域社会

—沖縄における「日の丸」・「君が代」—

一盛 真 ICHIMORI Makoto (准教授 発達科学講座)

キーワード：学校行事，地域，教育委員会，沖縄，日の丸，君が代

はじめに

1985年9月5日、文部省が公表した『『日の丸』掲揚、『君が代』斉唱の状況（昭和59年度卒業式）ⁱに端を発し、沖縄県では「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の徹底が進められた。本稿では1987年3月19日に北谷町教育委員会教育長名で出された通知「北谷町教育委考え方」ⁱⁱを紹介し、「通知」が出されたいきさつを明らかにしたい。この「通知」は、市町村教育委員会が、地域の要請・実情を踏まえ、国・県と相対的に独自の位置にあることを示した文書である。この「通知」の出される過程を通して、市町村教育委員会のあり方も検討してみたい。

1. 「北谷町教育委員会の考え方」

まずは、通知「北谷町教育委員会の考え方」ⁱⁱⁱを確認しておく。長くはなるが、ひとまず全文掲載しておく。

北教委第687号
昭和62年3月19日

町内各小中学校長 殿

北谷町教育委員会
教育長 真栄城兼徳

卒業式・入学式等に於ける日の丸・君が代の取扱について

みだしのことについて、当教育委員会は昨年10月15日以来、20回余に及ぶ委員会論議並びに町内各関係者や団体と意見交換を実施してまいりました。

このことを踏まえ、当教育委員会で慎重に検討した結果、別添の通りになりましたので通知します。

北谷町教育委員会の考え方

地域行政に携わる者は、国や県の指導だけではなく、常に地域社会の要請にも配慮し、子供たちの幸せを最優先して学

校教育に取り組まなければなりません。

学校行事としての卒業式や入学式は、子供たちの卒業や入学を祝う場であって、参列者全員が思想信条や主義主張を超えて祝福しなければならないと考えます。

日の丸や君が代問題によって、北谷町のこれまで築いてきた教育の成果や町民全体が育んできた地域教育活動への努力と相互の信頼関係を損なうことがあってはならないと考えます。教育行政の中で法律論だけが先行するとなれば最早そこからは、真の意味の人間の教育は期待できないと考えます。学校教育活動に於けるより良い人格の形成をはかるには暖かい思いやりと寛容な心が重要であると考えます。

北谷町教育委員会は、民主主義の原理と憲法や教育基本法の理念を踏まえ 教育は万人のものとの認識に立ち常に開かれた教育行政を本旨とし、今後もこの問題について、あらゆる角度から検討していく所存であります。

当面、町内各学校に於いて日の丸を掲揚し、国家を斉唱することは、諸々の状況から判断して好ましくないと考えます。

よって、貴殿にあっては以上のような観点に立って慎重に検討し、下記事項に留意されて卒業式や入学式その他の学校行事の企画に取り組んでいただきたい。

記

(1) 卒業式・入学式・運動会・学習発表会等は、児童生徒が主役であることを念頭において行事の目的と主旨を最優先して企画運営をしていただきたい。

(2) 学校行事は、職員児童生徒の協力を得て推進することにより教育的効果がさらに高められることに留意されたい。

(3) 行事や式の最中に混乱を生じさせないよう細心の配慮をして貰い度い。（ママ）仮に混乱が予想される場合は、当教育委員会と合議し、冷静に判断をして処理していただきたい。

2. 1986年春の卒業式・入学式

この文章が出される1987年3月19日までのいきさつを確認しておきたい。

先にも述べたが 1985 年 9 月 5 日、文部省は、全国の公立小・中・高等学校がこの春の卒業・入学式に「日の丸」を掲揚したか、「君が代」を齊唱したか、都道府県、政令指定都市別の調査結果を公表した。またそれに先立ち実施率の低い地域の実態を問題として、各教育委員会に対し「国旗と国歌の適切な取り扱いの徹底」を求める初等中等教育局長名の通知（文初小 162 号、8 月 28 日付）を送っている。背景には、臨時教育審議会での「国際化」を意識した「日本国民の自覚」の育成^{iv}の動き、自民党などを中心に「終戦 40 年」、「天皇在位 60 年」の節目に「日の丸」・「君が代」を地域で徹底しようとする動きが存在していた。^vこの時、実施率の低い県として問題とされたのが、1987 年海邦国体と天皇の訪問を前にした沖縄県であった。

9 月 5 日に公表された「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱の状況では、高校を中心に実施率が低い特定の県・政令指定都市があるものの、際立って実施率が低い県として沖縄県が際立っていた。「日の丸」掲揚率全国平均が、小 92.5%、中 91.2、高 81.6、「君が代」齊唱率全国平均、小 72.8%、中 68.0、高 53.3 に対し、沖縄県では「日の丸」掲揚率が、小 6.9%、中 6.6、高 0、「君が代」齊唱率が小・中・高ともに 0% という結果であった。

この実施状況に対して自民党が多数を占める県議会、市町村議会で、まずは「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱を求める決議が行われる。また、「いつまでも沖縄の特殊事情が許されるものではない」などとの発言が地元新聞の投稿欄に何度も掲載されることになる。先に指摘したように 1987 年に海邦国体と天皇の訪問を控えているという事が、県内保守層、県教育委員会を動かした要因となった。1986 年 6 月 21 日には教育懇話会（真栄田義見座長）が推進の立場から「国旗・国歌についての声明」を発表し、各自治体への働きかけを行っている。^{vi}

そのような中で、米村政幸沖縄県教育長が「学校行事における国旗及び国家の取扱について（通知）」（教学 891 号 1985 年 11 月 18 日付）を各市町村教育委員会と県立高等学校長に対して出す。

「・・・、本県においては、先に行われた文部省の調査結果から見ても明らかなどおりその実態が未だ定着していない現状にあり、児童、生徒の教育上誠に遺憾なことです。

本県の場合、今次大戦において国内唯一の地上戦が行われ、比類のない惨禍を受けたこと、さらに戦後は 27 年間の長期にわたり祖国から切り離され、米国の統治下におかれしたこと等の特殊な歴史的背景から、一部に国旗・国家に対する特別な感情があることもいなめないことあります。

しかし、日本国民である県民が自国の国旗及び国家を敬愛することは、当然のこと」として「学校の行う儀式や行事等においては積極的に国旗を掲揚し国歌を齊唱するよう強力な御指導をお願いします」という内容のものであった。

この通知に対し県内の教職員・保護者から反発が起こる。それに対し県教育庁は「一部に疑義の照会がありますので、命により下記のとおり通知します」と古城源徳学校指導課長名

で「学校行事における国旗及び国歌の取扱について（依名通知）」（教学 1049 号 86 年 1 月 20 日付）を再度出している。

この通知は、「①直接服務監督下にある県立学校長に対しては、その方向で実施徹底するようにとの指示であり、②市町村教育長に対しては管下の小中学校に対して、指示徹底してもらいたいという指導助言である」と実施の徹底を再度強く促す内容であった。この依命通知の最後に「※このことについてでは、各市町村教育長並びに各県立学校長の取り組み状況及びその実施状況を把握する予定である」と但し書きが記されていた。

さらに 3 月 1 日の公立高校の卒業式、同 18 日の公立小・中学校の卒業式をはさんで米村教育長は「学校行事における国旗及び国歌の取扱について（県教育長所見）」（教学第 1286 号、3 月 17 日）を各市町村教育長、各県立学校長、各教育事務所長あてに発している。その内容は、その間の卒業式における日の丸、君が代の「取扱いについて適性を欠く指導がなされていると判断」したうえで、3 月 17 日に教育長が記者会見を行い、発表したものを各教委、各学校等に送付したのであった。

この内容は、先の教育長「通知」（教学第 891 号）について説明したもので、「もともと、県教育長の市町村教育委員会教育長に対する指導助言は、絶対的に拘束性を有するものではないが、指導助言をうける義務があるのであり、また法令に基づいた基準性については、これを尊重すべきであることはいうまでもない。今回の指導助言の内容が、学習指導要領の基準に基づく適正なものであってみれば、尚更県教育長の指導助言を尊重することは当然であり、通知の趣旨にそぐわない指導を行うことは、著しく不適正である」と厳しく「通知」の正当性と徹底を主張した。

この年の 3 月 1 日の公立高校の卒業式、続く 17 日の公立小・中学校の卒業式は、ギリギリまで教育庁あるいは各学校長と沖縄県高教組、沖教組との交渉に加え、卒業生からの抗議、「日の丸」を掲げた会場での緊急集会、運動場での自主卒業式、卒業式の延期など異例の混乱が沖縄県内各地で起こっている。^{vi}北谷町では 3 月 17 日の定例教育委員会で「今回の卒業式及び入学式の日の丸君が代については教育委員会としての指導を見送る」との決定をしている。これは町民（明日の北谷町を考える住民会議）・保護者（父母の会）の反対と混乱を避けるという趣旨からの、「指導の見送り」である。また、強制はしたくないとの教育委員会からの意見がある中、今後の対応については検討中とされていた。

県教育庁は 3 月 25 日付けで米村幸政沖縄県教育長名の「昭和 60 年度公立小・中学校卒業式における国旗掲揚国歌齊唱の実施状況について（依頼）」（教義第 1320 号）という調査依頼を各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長宛で行っている。その内容は職員会議、組合分会、生徒会との話し合い、また予行演習に「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱を予告してあったかという点の有無、「国旗掲揚」の方法、掲揚しなかった場合の理由、当日の進行の状況（遅れなど）、生徒の動き、教職員の動き（服務違反、職務命令違反、職務専念義務違反、

物理的妨害)、PTAの動き、外郭団体の動きなどかなり細かな質問項目になっていた。この質問に対して北谷町の校長たちはどのように答えているのか。町内の小学校4校と中学校2校の回答は、主に町教育委員会の指導見送り・検討中と父母の会、組合分会からの申し入れと予想される混乱から掲揚・斎唱を見送ったとそれぞれ同様的回答をしている。

翌年度の入学式直後にも調査ⁱⁱⁱを県教育庁は行っているが、この調査には新たに「学校行事(入学式、卒業式その他)に関する職員の服務規律違反状況報告について」という質問用紙が加わっている。5月に入り県教育庁はさらに「昭和61年3月18日卒業式における職場放棄した者の勤務確認報告書」、「昭和61年度、入学式における服務規律違反者(調書)」、「昭和60年度入学式における国旗掲揚(調書)」「昭和61年度入学式における国旗掲揚(調書)」を各市町村教育委員会などを通じて各校長から提出させている。県教育庁からの各校長への執拗な調書の提出は、かなりの圧力となっていたと考えられる。

なお、北谷町教育委員会と同じようなスタンスを取った教育委員会がこの年に既にあった。1986年2月28日那覇市教育委員会が稲嶺盛国教育長名で「学校における国旗・国歌問題の取り扱いについて」という通知を出していた。^{ix}新聞報道では、「職員会議を基本にして対処すべき」とし、「①取り扱いは当該学校の教育課程の編成で対処することが基本②県教育長通知は(あくまで)指導助言であると確認③その内容は市教委の指揮監督によらなければならない」「そのうえで④学校の教育課程は、職員会議を経て編成することが基本であり、卒業式や入学式など学校行事における国旗・日の丸、国歌・君が代も同様に対処してもらいたい⑤学校行事は教職員児童・生徒が一体となって行い、父母の信頼と協力が得られるように創意工夫し、学校に混乱を起こさないように配慮されたい」という内容であった。那覇市は翌年も同趣旨の通知を出しているが、内容が簡略化され解釈が分かれるとの沖教組那覇市部からの批判をうけ、前年度と同趣旨であるとえて明確にしている。^x

3. 1987年春の卒業式・入学式

1987年の卒業式を前に、県教育庁は2月7日付けで米村幸政名の「学校行事における国旗及び国歌の取扱いについて(通知)」(教義第2062号、教高第1556号)を出している。この内容は、前年度の「通知」、「依命通知」の主旨を踏まえ「強力な指導」と「昨年度において一部の学校でみられたような混乱が生じないよう」要請したものである。昨年度但し書きであった実施状況については通知文に明記されていた。具体的な内容は3点である。

「1、学校行事(特に儀式的行事)における児童・生徒の参画については、その行事のねらいや特質に応じて、校長は適切な指導を行い、児童・生徒にまかせるようなことがあつてはならないこと。

2、先の卒業式や入学式において、一部地域に『父母の会』等が過度に介入する動きがあったが、本来学校行事は教育課

程の内容であり、学校の教育目標を達成する上で学校が計画し、実施する重要な教育活動であることを事前に十分理解させ、当日の話し合いには応じないこと等適切に対応すること。3、校長は、その職責を認識し、所属教職員に対しては、その服務について平素から十分に指導をすること。」

「児童・生徒にまかせるようなことがあつてはならない」、「本来学校行事は教育課程の内容であり」、「当日の話し合いには応じないこと」という考え方方は、北谷町の考え方と大きく異なるものであった。この県の「通知」を北谷町教育委員会は各校長あてに通知(北教委第393号)するが、「本町教育委員会の対応については慎重に検討の必要があるので、指導方針については、後日文書で通知する予定である」としている。北谷町教育委員会は、3月9日の定例委員会で「日の丸、君が代問題について、基本的な考え方として処分者を出さない、警察導入はしない方向で対応したい」と確認し、^{xi}先に示した「北谷町教育委員会の考え方」を管内の各小中学校長宛に通知した。

4. 通知「北谷町教育委員会の考え方」の特徴

通知「北谷町教育委員会の考え方」の特徴は、町教育委員会は、国、県からの「指導」だけではなく、地域社会の要請・実情をも含めたなかで教育行政的判断をすべきであると考えている点である。「日の丸や君が代問題によって、北谷町のこれまで築いてきた教育の成果や町民全体が育んできた地域教育活動への努力と相互の信頼関係を損なうことがあつてはならないと考えます」とあるように、地域住民との信頼関係を重視している。県教育庁が、国からの通知に動かされたのとは異なる。

しかし、ここには「学校の教育課程は、職員会議を経て編成することが基本であり、卒業式や入学式など学校行事における国旗・日の丸、国歌・君が代も同様に対処してもらいたい」とした那覇市のような教育内容は「内的事項」であるという立論ではない。そのため、「当面、町内各学校に於いて日の丸を掲揚し、国家を斎唱することは、諸々の状況から判断して好ましくないと考えます」と掲揚・斎唱を「指導」した県教育長の方針とは異なる「指導」を表明するかたちをとった。

新崎も指摘しているように、「通知」そのものは、「日の丸」掲揚・「君が代」斎唱を否定しているのではなく、県の「指導」の違法性(例えば地方教育行政法)をも問題とはしていない。法律論としては弱いが、地域の実情、多様な考え方を前提に考え、「卒業式・入学式・運動会・学習発表会等は、児童生徒が主役であること」を最も大切にしようとしたものであった。

よって、各小中学校(長)が苦渋の選択は避けられ、式の当日は混乱にさらされることはなかった。

5. 「北谷町教育委員会の考え方」に対する県教育庁の対応

北谷町の「通知」に対して、3月23日の県教育委員会(定例)席上で各委員から厳しい批判がなされた。^{xi}例えば「こんな状況では、かつての赤軍派のような人間が育つので

は・・・」などという意見が出されている。宜野座毅委員長は「教育長の立場の人が簡単にこのような通知を出して良いものかどうか・・・。県教育庁としてしかるべき対応をするように」と池田光男県教育長に対して指示を出し、池田教育長は「あらゆる面から検討し対応したい」と答えている。具体的な対応として池田光男県教育長名で3月30日に「学校行事における国旗及び国歌の取扱いについて（通知）」（教義第2062-2号）が、真栄城兼徳北谷町教育町にて出されている。興味深い内容のため少し長いが引用しておく。

「ところが、このような指導にもかかわらず、貴教育委員会は、昭和62年3月19日付、北教委第687号で貴管下の学校町に通知し、この中で・・・教育行政の重要な原理である法律主義を軽視するような考え方を示し、また『・・・町内各学校において日の丸を掲揚し、国歌を斉唱することは、諸々の状況から判断しまして好ましいことではない・・・』として学習指導要領の趣旨及び県教育委員会の指導に反する見解を述べ学校行事における国旗の掲揚及び国家の斉唱を行わしめないようにしたことは誠に遺憾である。

・・・・・・貴教育委員会が何らの合理的理由がないにもかかわらず、上記の見解に立って学校長に対して通知を行つたことは、教育行政の執行の在り方として著しく不適切であるといわざるを得ない。

については、昭和62年3月19日付、北教委第687号で通知した学校行事における国旗及び国歌の取扱いを速やかに是正し、学習指導要領の趣旨に則つて貴管下の学校長を指導するように通知する。」

大変強圧的な姿勢である。県教育庁は市町村教育委員会を一方的に「指導」するものになっている。

さらに、県教育庁は、3月末に「市町村教育委員会における学校行事（卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱）への対応状況について報告」を各市町村教育委員会から出させている。内容は、「1. 教育委員への対応について」、「2. 学校長に対する指導、内容等について」、「3. 父母の会、住民会議等への対応状況について」という3点である。これは市町村教育長の対応をチェックする内容であった。また父母の会、住民会議等については代表者名、参加人数、行為等を具体的に書くようにとの指示もつけられていた。この報告を真栄城兼徳北谷町教育長は3月27日付で返答している。それによると、1の教育委員については、「今年は国体開催の年でもあり、行政上さけて通れない問題である。町内の状況はきびしいが、校長への指導助言はすべきであり、仮に混乱が生じた場合はその時点で見送りを決定すべきであるとの提起をしたが、私の意にそなうな結論がえられなかつた」と3月19日の「通知」は自分の意に反するものであったと報告している。3の保護者・地域住民の動きについても個人名、人数を細かく書き、3月18日まで「強い抗議と追求」にさらされ、19日の段階で結論を出したと弁明していた。

おわりに

教育庁の高圧的な「指導」に対して、北谷町教育委員会は、

あっさりと方針転換をしてしまった。1987年4月6日、新たに「教育委員会の考え方」^{xiii}をだしている。そこで「今後は学校現場とも協議し、学習指導要領を尊重する立場から町民大多数の理解が得られるよう努めていく」という方針を示している。具体的には「学校長に一任する」^{xiv}という内容である。教育長からの各学校長への執拗な調査、教員の処分が行われる中で、学校長への一任は、学校長を矢面に立たせることであり、町教育委員会は、県教育庁の「指導」を上位下達することを意味した。

本稿では、那覇市教育委員会、さらに「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を実施しなかった学校が多くある自治体の動向までは資料的に集めきれていない。引き続き資料を確認する中で、強制の実態を確認していきたい。

また、海邦国体、1989年の大嘗祭までの過程で沖縄県内における「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱が徹底されていく。その過程が沖縄にとってどのような意味を持つのか、稿を改めて検討してみたい。

ⁱ 『朝日新聞』（1985年9月5日）。

ⁱⁱ この「通知」については、新崎盛輝『日本になった沖縄』（有斐閣新書、1987年）が「柔軟な姿勢」と評価をしている。田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』（岩波新書、1999年）では、附属資料として掲載されているが、内容には触れていない。

ⁱⁱⁱ 北谷町教育委員会『昭和61年度学校行事における国旗及び国歌の取扱い関係書』（北谷町公文書館所蔵）に収録。

^{iv} 臨時教育審議会「審議会の概要」その二、1985年（季刊教育法編集部『臨教審のすべて』エイデル研究所、1985年に収録）。

^v 例えは、幹事長、全国組織委員長名通達「国旗掲揚と国歌斉唱の徹底」（1985年4月22日付け）をこの時出している。

^{vi} 例えは「国旗・国家と天皇について」（1987年2月20日付け）は県内の県立学校長、小学校長、PTA会長、関係機関・団体あてに出されている。『昭和61年度学校行事における国旗及び国歌の取扱い関係書』に収録。

^{vii} この点については、『沖縄タイムス』、『琉球新報』の1985年3月1・2・17・18日参照。また、この点については新崎、前掲書に詳しい。

^{viii} 「昭和61年度公立小・中学校入学式における国旗掲揚国歌斉唱の実施状況について（依頼）」（教義第74号、4月8日付け）。

『昭和61年度学校行事における国旗及び国歌の取扱い関係書』に収録。

^{ix} 『沖縄タイムス』1986年3月6日（夕刊）。

^x 『沖縄タイムス』1987年3月16日。

^{xi} 北谷町教育委員会教育総務課『昭和61年度教育委員会議事録』（北谷町公文書館所蔵）に収録。

^{xii} 『沖縄タイムス』1987年3月24日。

^{xiii} 北谷町教育委員会学校教務課『昭和62年度学校行事における国旗及び国歌にお取扱いに関する関係書 学校教務課』（北谷町公文書館所蔵）に収録。

^{xiv} 「卒業式及び入学式における日の丸・君が代の取扱について」（北教委第700号、昭和62年12月18日）『昭和62年度学校行事における国旗及び国歌にお取扱いに関する関係書』に収録。